

鴨川市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

鴨川市教育委員会教育長 蒔苗 茂

鴨川市教育委員会規則第3号

鴨川市学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則

鴨川市学校給食センター管理運営規則（平成17年鴨川市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第4条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

（小学校児童給食費に係る特例）

第4条 前2条の規定にかかわらず、小学校に在籍する児童の保護者については、当該児童に係る小学校の給食費を徴収しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する保護者を除く。

- （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による教育扶助（学校給食費に係るものに限る。）を受けている者
- （2）鴨川市就学援助費支給規則（平成26年鴨川市教育委員会規則第3号）の規定による就学援助費（学校給食費に係るものに限る。）の支給を受けている要保護者（第3子以降中学校生徒給食費に係る特例）

第5条 第2条及び第3条の規定にかかわらず、各月の初日において次の要件の全てに該当する保護者（次項の規定による申請のあった保護者に限る。）については、被扶養者である子のうち年齢が上から3番目以降の生徒に係る当該月の給食費を徴収しないものとする。

- （1）被扶養者である子のうち年齢が上から3番目以降の子が、市が設置する中学校に在籍する生徒であること。
- （2）給食費を滞納していないこと。
- （3）生活保護法の規定による教育扶助（学校給食費に係るものに限る。）を受けていないこと。
- （4）鴨川市就学援助費支給規則の規定による就学援助費（学校給食費に係るものに限る。）の支給を受けていないこと。

2 前項の規定による措置（以下「無償化措置」という。）を受けようとする者は、鴨川市給食費第3子以降無償化申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）子を扶養していることを証する書類（健康保険証資格情報の分かるものの写し）
- （2）その他市長が必要と認める書類

3 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、無償化措置の可否を決定し、鴨川市給食費第3子以降無償化決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により無償化措置の決定を受けた者（以下「無償化決定者」という。）は、申請書又は第2項各号に掲げる書類に記載された事項に変更が生じたときは、鴨川市給食費第3子以降無償化変更届出書（別記第3号様式）に当該変更を証する書類を添えて、

市長に届け出なければならない。

5 市長は、無償化決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、無償化措置の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により無償化措置の決定を受けたとき。
- (2) 第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

6 市長は、前項の規定により無償化措置の決定を取り消したときは、鴨川市給食費第3子以降無償化取消通知書(別記第4号様式)により無償化決定者に通知するものとする。

7 第5項の規定により無償化措置の決定を取り消したときは、第2条に規定する給食費の額を徴収することができる。

附則の次に次の4様式を加える。

別記

第1号様式 (第5条関係)

鴨川市給食費第3子以降無償化申請書

年 月 日

(宛て)
鴨川市長

申請者 (保護者)	ふりがな	
	氏名	<small>本人が手書きしない場合は、記名押印してください。</small>
	住所	
	電話番号	(日中連絡先) — — — —

<p>鴨川市学校給食センター管理運営規則第5条第2項の規定により、次のとおり給食費の無償化を申請します。 なお、この申請書に記載の子を扶養していることに相違ありません。 また、この申請書及び添付書類の内容を確認するため、私及び私の属する世帯員の以下の事項について同意します。 このことについて、私の属する世帯員の同意を得ています。</p> <p>(1) 住民基本台帳の住民情報、市民税の課税に係る扶養の情報及び生活保護・就学援助の受給状況等の情報を鴨川市が確認すること。 (2) 給食費に関する支援の受給状況等を鴨川市と関係市町村の間で調査・確認すること。</p>						
申請理由	子を3人以上扶養しており、第3子以降の子が鴨川市立学校で給食の提供を受けているため。					
扶養している子の状況 (子の年齢を問わず扶養している子を全て記入してください。)						
	ふりがな				健康保険証 資格情報の 分かるもの 添付※1	鴨川市 使用欄
	氏名	生年月日 (和暦)	在学している学校 (鴨川市立学校のみ)	学年		
1		S H R 年 月 日		年	□	
2		S H R 年 月 日		年	□	
3		S 年 月 日		年	□	

		H R				
4		S H R	年 月 日		年	<input type="checkbox"/>
5		S H R	年 月 日		年	<input type="checkbox"/>
6		S H R	年 月 日		年	<input type="checkbox"/>
7		S H R	年 月 日		年	<input type="checkbox"/>

※1 扶養している子の健康保険証資格情報の分かるものの写しを裏面に貼り付けし、チェックを入れてください。

ただし、鴨川市立学校で給食の提供を受けている子の写しは必要ありません。

※ 無償化の対象となる生徒は、扶養している子のうち、年齢の高い方から数えて3番目以降で、かつ、鴨川市立学校で給食の提供を受けている子です。

[鴨川市使用欄（以下の欄は記入しないでください。）]

	給食費負担者	滞納の有無	生保受給	就接受給	無償化可否	無償化決定日
<input type="checkbox"/>	申請者と同一	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 決 <input type="checkbox"/> 否	年 月 日
<input type="checkbox"/>	その他（ ）					

(裏面に続く)

(裏面)

【健康保険証資格情報の分かるものの写し 貼り付け欄】

※ 表面に「扶養している子」として記載した子の健康保険証資格情報の分かるものの写しを貼り付けてください。

ただし、鴨川市立学校で給食の提供を受けている子の写しは必要ありません。

※ 健康保険証資格情報の分かるものの写しは次のいずれかを貼り付けてください。

- (1) マイナポータルから印刷できる「健康保険証資格情報」
- (2) 保険者から発行される「健康保険証資格情報の分かるもの」
- (3) 従来の健康保険証（旧保険証が使用可能な令和7年12月1日までに申請の場合）

ただし、(2)の場合は、扶養している保護者の健康保険証資格情報の分かるものの写しを併せて貼り付けてください。

※ 重ならないように貼り付けてください。

第2号様式 (第5条関係)

第 号

給食費負担者	氏 名	
	住 所	

鴨川市給食費第3子以降無償化決定通知書

年 月 日付けで申請のあった給食費の無償化について、次のとおり決定しましたので、**鴨川市学校給食センター管理運営規則第5条第3項**の規定により通知します。

年 月 日

鴨川市長



決定内容		無償化の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
理由				
対象となる生徒				
	氏 名	生年月日 (和暦)	在学している学校	学年
1		S H R 年 月 日	鴨川市立 学校	年
2		S H R 年 月 日	鴨川市立 学校	年
3		S H R 年 月 日	鴨川市立 学校	年
4		S H R 年 月 日	鴨川市立 学校	年
5		S H R 年 月 日	鴨川市立 学校	年
6		S H R 年 月 日	鴨川市立 学校	年

第3号様式 (第5条関係)

鴨川市給食費第3子以降無償化変更届出書

年 月 日

(宛て)
鴨川市長

ふりがな	
氏 名	本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
住 所	

	電話番号	— — (日中連絡先) — —
--	------	-----------------------

次のとおり変更が生じたので、**鴨川市学校給食センター管理運営規則第5条第4項**の規定により届け出ます。
 なお、この届出書に記載の子を扶養していることに相違ありません。
 また、この届出書及び添付書類の内容を確認するため、私及び私の属する世帯員の以下の事項について同意します。
 このことについて、私の属する世帯員の同意を得ています。

(1) 住民基本台帳の住民情報、市民税の課税に係る扶養の情報及び生活保護・就学援助の受給状況等の情報を鴨川市が確認すること。

(2) 給食費に関する支援の受給状況等を鴨川市と関係市町村の間で調査・確認すること。

変更理由	
------	--

変更前の状況	変更後の状況

※ 変更後の状況を確認できる書類を裏面に貼り付けてください。

[鴨川市使用欄 (以下の欄は記入しないでください。)]別記第1号様式(無償化申請書)と併せて確認すること。

	新たに無償化の対象となる生徒	無償化の対象外となる生徒	無償化変更取消決定日
<input type="checkbox"/>			年 月 日
<input type="checkbox"/>			

(裏面に続く)

(裏面)

【変更後の状況を確認できる書類の写し 貼り付け欄】

※ 写しを貼り付ける際は、重ならないように貼っていただくようお願いします。

給食費負担者	氏名	
	住所	

鴨川市給食費第3子以降無償化取消通知書

年 月 日付けで決定した給食費の無償化について、次のとおり取り消すことを決定しましたので、**鴨川市学校給食センター管理運営規則第5条第6項**の規定により通知します。

年 月 日

鴨川市長



決定内容		無償化の 取消期間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由			
取消の対象となる生徒			
	氏 名	生年月日 (和暦)	在学している学校 学年
1		S H R 年 月 日	鴨川市立 学校 年
2		S H R 年 月 日	鴨川市立 学校 年
3		S H R 年 月 日	鴨川市立 学校 年
4		S H R 年 月 日	鴨川市立 学校 年
5		S H R 年 月 日	鴨川市立 学校 年
6		S H R 年 月 日	鴨川市立 学校 年

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の鴨川市学校給食センター管理運営規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する給食に係る給食費について適用し、同日前に実施した給食に係る給食費については、なお従前の例による。
(鴨川市就学援助費支給規則の一部改正)
- 3 鴨川市就学援助費支給規則（平成26年鴨川市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
別表備考中第11項を第12項とし、同表備考第10項の次に次の1項を加える。
11 学校給食費については、小学校の学齢児童の準要保護者に対しては、支給しない。